

第181回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 平成28年11月22日（火）午後6時30分
場 所： はねやホテル 2階会議室
出席委員： 木村和男、半田義秋、白井二郎、坂本大助、三上史雄、槇 泉、千田龍也、
田中志昌、中村通男、堀内はつえ、中野昌勝、近原芳栄、立石由喜子
（委員＝13名）
関係部局： 光野義厚（民生部長）、田中宏司（民生部政策推進監）、中村智郎（税務課長）、
宮下圭一（税務課主幹）、工藤和彦（健康推進課長）
事務局： 藤島 純（国保年金課長）、古屋敷均（国保GL）、佐藤めぐみ主任主査、
上林啓史主任主査

【事務局】 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
定刻となりましたので始めさせていただきます。
初めに、民生部長からご挨拶を申し上げます。

【民生部長】 第181回むつ市国民健康保険運営協議会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申しあげます。

本年度も残すところ、あと4ヶ月余りとなりましたが、委員の皆様におかれましては、御多忙中にも関わらず、御出席くださいまして、誠にありがとうございます。

さて、平成30年度からの県単位化を控え、国保を取り巻く環境が、大きく変化しており、保険者支援制度の拡充等、国保会計に、様々な影響が現れております。

現在、県において、国保事業費納付金等の試算を行っておりますが、我々としたしましては、試算結果が国保会計に与える影響を的確に捉えつつ、健全な運営に努める必要があると考えているところであります。

本日は、平成28年度補正予算案等について、ご説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様には、今後とも、むつ市国民健康保険の健全な運営のため、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

【会長】 それでは、ただ今から第181回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

ただ今の出席委員数は、13名で定足数に達しております。

本日の案件は、「むつ市国民健康保険特別会計補正予算案について」「むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」の2件となっております。

会議に入ります前に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、三上史雄委員を指名いたします。

それでは、案件1について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 むつ市国民健康保険特別会計補正内容をご説明いたします。

今回の主な補正は、歳出では、医療費の増加に伴う保険給付費の増額、歳入は、

一般会計からの繰入金であります。

まず初めに、歳入からご説明申し上げます。

第3款 国庫支出金ですが、C型肝炎治療薬、肺がん治療薬の影響により、医療費、特に高額療養費の増加に伴い、療養給付費等負担金、普通調整交付金を合わせて745万2,000円増額しております。

次に、第5款 前期高齢者交付金ですが、過年度精算額の確定に伴い、684万4,000円の減額となっております。

次に、第6款 県支出金ですが、医療費の増加に伴い、普通調整交付金が1,357万3,000円の増額となっております。

次に、第9款 繰入金ですが、今年度の税率改正により、軽減される金額が増加したことにより、基盤安定負担金繰入金が1,418万2,073円の増額、軽減世帯が増加していること、60歳から74歳の被保険者数が増加していることに伴い、財政安定化支援事業繰入金が945万2,000円の増額、その他繰入金のうち地方単独事業の現物給付に係る国庫負担減額分について、昨年度申請した調整交付金において、集計に関する解釈の見直しによる対象医療費の減額があったことから、1,030万5,318円の減額となっております。合計で、1,332万8,755円の増額となっております。

次に、第11款 諸収入ですが、平成27年度決算の確定に伴い、繰上充用金の金額が確定したことから、226万5,000円の減額となっております。

続きまして、歳出をご説明いたします。

まず、第2款 保険給付費ですが、C型肝炎治療薬の影響等により、特に高額療養費が増加していることに伴い、合計で、1億1,303万円の増額となっております。

次に、第3款 後期高齢者支援金等ですが、1人当りの負担額の減少、前々年度精算額の確定に伴い、6,954万3,000円の減額となっております。

次に、第6款 介護納付金ですが、被保険者の減少、前々年度精算額の確定に伴い、2,375万5,000円の減額となっております。

次に、第11款 諸支出金ですが、前年度療養給付費負担金の精算額の確定に伴い、777万8,000円の増額となっております。

最後に、第13款 繰上充用金ですが、平成27年度決算の確定に伴い、226万5,000円の減額となっております。

以上の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2,524万5,000円の増額補正となっております。歳入歳出総額は、85億124万5,000円となります。

案件1の説明は以上です。

【会 長】 ただ今の、事務局の説明について、ご質問はありますか。

【半田委員】 高額薬剤の保険適用はいつですか。

【課 長】 C型肝炎治療薬については、昨年10月からです。患者数は、前回の8月に開催したときには、月4件前後ということでご説明いたしましたが、現在は月2件程度となっております。

【半田委員】 月4件程度で、こんなにも増額しなければならないのでしょうか。

【課長】 これ以外に血友病患者もおりまして、高額な医療費がかかっておりますので、保険給付費が足りなくなる可能性があるということです。

【半田委員】 保険給付費の増額はC型肝炎だけではないということですか。

【課長】 C型肝炎以外では、肺がん治療薬の影響もあります。

【会長】 肺がん治療薬の利用者はむつ市にいますか。

【課長】 むつ市の国保では1名となっております。

【会長】 他にございませんか。

ないようですので、以上で、案件1の審議を終了します。次に案件2について、説明をお願いします。

【事務局】 それでは、案件2につきましてご説明いたします。

今回の改正は、日本と台湾の間の税の取扱いに限った改正であり、非常に限定的なものとなっております。結論から申し上げますと、むつ市内に該当者はなく、国保会計への影響はないということになります。

まず、背景ですが、台湾は国家ではないため、日本と台湾には条約が存在せず、租税条約が存在しません。そのような状況の中、平成27年11月26日に、日本と台湾の交流の窓口となっている、公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」への署名が行われております。この取決めを租税条約と同等のレベルで取扱うために、国内法の整備が必要となり、所得税法の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行されることとなりました。

ここから先が市の対応となるわけですが、所得税法が改正されたことによりまして、海外金融機関等に係る利子所得、海外株式等に係る配当所得等については、住民税では分離課税されることとなります。このことを受けて、国保税条例では、基礎課税分、後期支援金分、介護納付金分それぞれにおける所得割の算定及び2割・5割・7割軽減を判定する際の所得に、特例適用利子等、特例適用配当等を分離せずに含める条文を追加するという改正を行うものであります。

冒頭にも申し上げましたが、むつ市内に該当者はなく、国保会計への影響はないということになります。

案件2につきましては以上です。

【会長】 ただ今の、事務局の説明について、ご質問はありませんか。

【白井委員】 この条例改正の改正時期はいつですか。

【事務局】 平成29年1月1日からの施行となりますので、12月議会に提案をさせていただきます。

【会長】 他にございませんか。
ないようですので、以上で、案件2の審議を終了します。
ここまでで、他に何かございませんか。
事務局から他にありませんか。

【課長】 今年度の状況をご説明いたします。
まず、医療費の状況ですが、一人当たり医療費の見込みは、322,785円となり、上半期では前年度と比較しまして約5%の増となっております。給付費につきましても、高額療養費が伸びているということを踏まえますと、43億円を超えるものと予想されます。これは、C型肝炎、肺がん、血友病等の高額な治療費が影響しているわけですが、59%が高額医療費共同事業交付金で補てんされますし、それ以外の部分についても国庫負担等で補てんされますので、それほど大きな影響はないものと考えております。

次のページですが、昨年度は、11月から3月にかけて医療費が上がりまして、その流れで今年度が始まりましたが、徐々に下がってきております。このまま推移してくれば良いのですが、例年、11月頃から医療費は上昇しますので、今後も注意深く見守りたいと考えております。

次に、もう1点ございます。

現在、県の国保改革ワーキンググループにおいて、平成30年度に向けた協議を行っておりまして、今日も6回目の会議に出席してきました。

平成30年度から新しい国保制度が始まりますが、同時に市町村の国保運営協議会の役割も、国保制度全般から、保険給付、保険税、その他ということで、少し限定的になります。また、当市の被保険者数も平成17年3月の合併時には3万人以上でしたが、現在は、16,327人ということで、54%まで縮小してきているということも踏まえまして、平成30年度に向けて当市の国保運営協議会のあり方を協議したいと考えております。今回は、現状をお知らせしまして、次回以降、具体的な案をお示ししまして、協議していただければと考えております。

【会長】 何か質疑はありませんか。

【白井委員】 県に移管するまでということですか。

【課長】 この見直しに関しましては、2月の次回開催で案をお示しします。委員数を変えらるとなりますと、条例改正も必要になりますので、その時期を見据えながら審議していただきたいと考えております。

【白井委員】 議員が3名おりますが、来年の11月が任期ですので、そのあたりを加味して決めていただければと思います。

【課 長】 分かりました。

【会 長】 他にございませんか。

【事務局】 事務局から次回の予定をお知らせします。次回の開催は2月20日月曜日を予定しております。

【会 長】 委員方から何かございませんか。
ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
ご協力ありがとうございました。